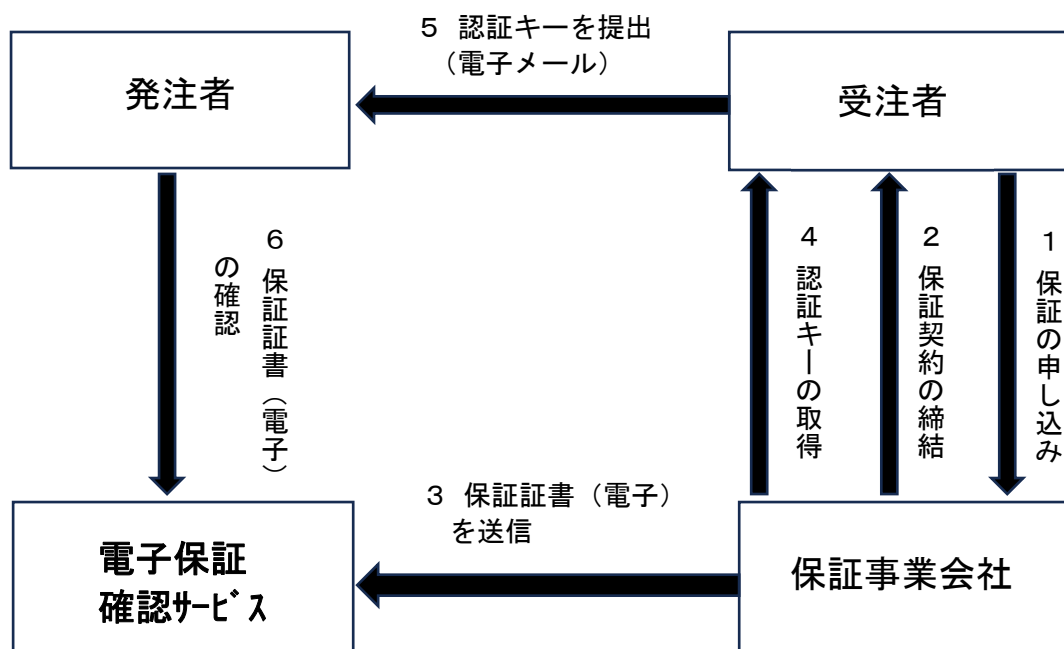


建設工事等における保証証書（契約保証及び前払金保証）の電子化について

名古屋港管理組合では、建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、令和6年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う契約から、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）での提出を可能としましたので、お知らせします（従前どおり、紙の保証証書の提出も可能です。）。

記

1 電子証書の提出方法（概要）



2 対象

- ・ 保証事業会社が行う契約保証に係る保証証書
- ・ 保証事業会社が行う前払金保証に係る保証証書

（※今回の電子化の対象は、保証事業会社が発行する保証証書です。PDF方式により発行された保険証券等を電子メールにより提出する方法は、対象外です。）

3 その他

電子証書の申し込み等については、保証事業会社にお問い合わせください。